

名物刀剣「義元（宗三）左文字」の虚実

馬 部 隆 弘

はじめに

刀剣の研究には、様々な立場や方法がある。そのうち主軸となるのは、刀剣そのものを対象とした美術工芸史で、源流は中世以来の刀剣鑑賞に求められる⁽¹⁾。また、刀剣書を対象とする研究の蓄積もあって、美術工芸史の立場と国文学の立場の両面から進められてきたが、ようやく最近になって文献史学の立場からもアプローチがなされはじめている⁽²⁾。

数ある刀剣のなかでも、將軍徳川吉宗の時期に成立した「享保名物帳」に収録される逸品は、名物刀剣と呼ばれ、研究史上とくに注目されてきた。例えば最近では、東京国立博物館に収蔵される刀剣が、行方のわからなくなっていた名物「岡山藤四郎」と一致するところが明らかにされた⁽³⁾。同様に、京都国立博物館に収蔵される刀剣も、名物「島津正宗」であることが判明した⁽⁴⁾。こうした刀剣の伝来

に関する研究も、美術工芸史の立場から進められているのが現状で、刀剣に対する文献史学の関心は、どちらかというと低調であった。

とはいえ、刀剣の伝来を分析する場合、主たる素材は文献史料となるうえ、その多くは由緒書の類である。近年は、「享保名物帳」に着目した徳川吉宗による刀剣改革の研究も進められているが、そこに記される由緒にまで立ち入った分析はまだなされていない⁽⁵⁾。「享保名物帳」に記される刀剣の伝来にまつわる由緒は、そのまま鵜呑みにされることも多いが、こうした現状は文献史学が刀剣に対して一定の距離を置いてきたことと無関係ではないように思われる。しかも、近年の刀剣ブームに伴って、そのような由緒が広く一般にも知れ渡るようになっていくことから、刀剣の由緒を真正面から検討する意義は以前にも増しているのではなからうか。

以上のような課題意識から、「享保名物帳」に記された由緒の疑問点を指摘することで、現状に警鐘を鳴らすことが本稿の主目的と

なる。ただし、本稿の焦点は、そこに限定されているわけではない。筆者は以前、中世城郭の縄張図と近世に広まったその城郭の由緒を比較し、両者が乖離していく過程から、近世にその城郭周辺で起こっていた出来事を復元してみたことがある⁽⁶⁾。いわば、中世段階の利用状況を示す城郭というモノ史料に、近世に創作された由緒を重ね合わせることで、コト史料としての新たな活用を図ったのである。同様に、実際の伝来過程と由緒に齟齬が生じたならば、近世の人々が名物刀剣に期待したことにも迫れるのではなからうか。筆者は刀剣そのものについては門外漢であるため、この点は見通しに留まるが、モノ史料としての刀剣の由緒に着目する理由はここにもある。

なお、本稿では、義元左文字という名物刀剣を対象とする。これを取り上げる理由は、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康という歴代の天下人が所有したという特徴的な由緒を持つことにある。所持する者に天下人としての正当性が伴うという意味では、由緒を検討するうえでこれ以上ない素材といえるだろう。また、特徴的な伝来過程もあって知名度も高く、すでに様々な活用が図られていること⁽⁷⁾から、検討の必要性が高い刀剣でもある。

一 伝来過程の通説

義元左文字について、「享保名物帳」は次のように伝える。

【史料⁽⁸⁾】

御物

義元

三好左文字

宗三

磨上 長さ式尺寸寸壹分半

無代

三好宗三所持、武田信虎へ遺、義元へ伝、信長公之御手に入、彫付表中心樋の内に永禄三年五月十九日、平義元討取之刻彼所持之刀、裏平に織田尾張守信長と有之、信長公御所持之時失る、後に秀頼公の御物に成り、家康公へ被進、表裏樋有之、

宗三左文字や三好左文字の別称もあるように、この刀剣は入道して宗三と号した三好政長がもともと所持していた。宗三左文字は、かつてはソウサンサモンジ（サモジ）と呼ばれていたが、近年はソウザサモンジと呼ばれる傾向にある⁽⁹⁾。同時代史料で政長は、「宗山」あるいは「ソウサン」と呼ばれていることから⁽¹⁰⁾、近年になって誤った呼称が広まったようである。この点からも、文献史学と刀剣研究の隔たりをみてとることができよう。

右の刀剣は、政長から武田信虎に贈られ、のちに今川義元に伝わったという。そして、永禄三年（一五六〇）の桶狭間の合戦に際して織田信長の所有となり、茎の部分に次のような銘の金象嵌が施された。

【史料2】⁽¹¹⁾

永祿三年五月十九日

義元討捕刻彼所持刀

織田尾張守信長

それとともに、もとの二尺六寸から、【史料1】に記される長さ
に磨上げられたという⁽¹²⁾。かくして宗三左文字には、義元左文字の称
号も付加されることとなった。信長が本能寺の変で没すると所在不
明となるも、やがて豊臣秀頼の所持するところとなり、家康に贈ら
れて徳川家の所有に帰したらしい。右の伝来過程はほぼ定説となっ
ているが⁽¹³⁾、信長没後に失われたものが、なぜだか再び現れて秀頼の
所有に帰している事情がはつきりせず、不審な点も残る。

義元左文字は、大正一二年（一九二三）に国宝に指定され、昭和
二五年（一九五〇）に施行された文化財保護法のもとでは、国の重
要文化財となっている。文化庁の国指定文化財等データベースで
は、次のように解説されている。

【史料3】⁽¹⁴⁾

本刀は宗三左文字、三好三左文字、または義元左文字の名をも
つて古来伝えられた名物である。その名の通り、初め三好正長^(政)
の愛刀であったが、その後武田信虎、今川義元に伝わり、義元
戦死の際に織田信長がこれを収めて、その身を磨り上げると共
に、莖表裏に金象嵌銘を入れた。後、松尾社の神官に渡り、秀
吉に献上、秀頼の時に家康に贈られた重宝となった。^(建興神社)本社造営

の際、徳川家達によって寄進された。

すなわち、義元左文字は、明治時代に徳川家から信長ゆかりの建
勲神社に奉納されて現在に至っている。「享保名物帳」では信長没
後の伝来に不審な点が見られたが、【史料3】では新たに松尾社の
神官が登場している点に注意したい。このように、由緒の欠を補お
うとする動きがのちに出てきていることから、伝来過程の一つ一つ
を丁寧と検証していく必要があると思われる。

そこで次章では、1 三好家→武田家、2 武田家→今川家、3 今川
家→織田家、4 織田家→豊臣家、5 豊臣家→徳川家の五段階に整理
して、それぞれの伝来過程に不審な点がないか、より詳細にみてい
くこととしたい。

一一 伝来過程の整理と矛盾点

1 三好家→武田家

三好政長から武田信虎へは、「享保名物帳」に「遣」とみえるよ
うに贈答によって渡ったようである。それにつき注意しておくべき
は、屋形号を持つ甲斐守護の武田信虎と同じ階層にあたるのは政長
の主人で、摂津・丹波守護の細川晴元ということである。晴元の妻
と信虎の息子にあたる晴信の妻は、ともに三条公頼の娘であった。
したがって、細川家と武田家の間でのやりとりに伴い、重臣の政長
からも進物が贈られることは十分に想定しうるが、その場合、政長

が主人の晴元より上級の品物を贈ることはあり得ない。よって、のちに名物となるような刀剣を政長から信虎へ贈ったとするならば、晴元を戴くことなく政長が単独で贈ったとみたほうがよい。

ただし、政長がそのような新規の交渉ルートを開拓する必然性はあまりない。もちろん、将来を見越して、東国筋との交渉ルートを開拓したという見方もできなくはないが、そのように想定すると別の矛盾が新たに生じてくる。政長は、天文十一年（一五四二）四月頃に入道して、はじめて宗三を名乗っている¹⁵。宗三左文字の呼称で定着している事実から、この刀剣はそれ以後に信虎の手に渡ったとみるのが自然である。ところが、よく知られているように、信虎は天文一〇年に息子の晴信に甲斐を追放されている。よって、その段階の信虎に対し贈答関係を築いても、東国筋への有効な交渉ルートを開拓したことはない。しかも、それ以前の政長は、「晴元御前衆」と呼ばれる立場にあり、独自に外交をしていた形跡は見受けられない¹⁶。

おそらく右のような事情を踏まえたうえで、天野忠幸氏は天文一二年に信虎が京都・奈良・高野山などを巡っていることや、このときに本願寺証如が信虎と音信を交わしていることから、政長もここで宗三左文字を贈ったと推測している¹⁷。たしかに証如の日記によると、六月二十七日に「甲斐国武田入道^{信虎}京都南方所々歴覽之間、以一札令音信、為使森長門^{有彼内者親類有之由候間}遣之」とみえるように、京都南方を見物するために畿内を訪れた信虎に使者を送っている¹⁸。

証如が贈った音信の記録には、「甲斐国武田入道^{信虎}堺等方^之為音信以一札太刀^{一貫三種五荷遣之}、使長門也」とみえるように、信虎はまず堺を訪れたようで、そのもとに実際に太刀を贈っている¹⁹。すると、七月三日にはその返礼として、信虎の配下である立神氏が太刀を持参した²⁰。ここから、追放の身とはいえ、信虎が太刀の贈答をする準備をしていたことが確認できる。その後、堺を発った信虎は高野山へ向かった²¹。そして、八月六日までは奈良へ入り、同日「巳刻甲斐武田殿春日へ御社参、人数六人計」とみえるように、春日社に社参している²²。この一文から、信虎はわずかな供しか連れていなかったことも窺える。

以上の点を踏まえて、いくつかの指摘をしておきたい。まず、証如の場合は、信虎が甲斐を追放される前から贈答関係にあった²³。したがって、かかる関係にある人物が上洛してきたならば、連絡を取り合うのが自然な流れである。それに対して政長は、信虎と交渉を持つ必然性もないことから、おそらくそのような関係は築いていなかったであろう。この状況で、追放されて少数勢力と化した信虎と新たな交渉を持つことに、どれだけの意味があったか疑問である。むしろ、現当主たる晴信との交渉ルートを塞いでしまうという意味で、リスクの方が大きいのではなからうか。よって、上洛してきた信虎に対し、政長が刀剣を贈ったという安易な推測は慎みたい。

信虎は八月一日に奈良を去るが、それから一五年後の弘治四年（二五五八）から永禄一〇年（一五六七）にかけて、本格的に在京

するようになる。⁽²⁴⁾ 政長は天文一八年に戦没しているので、そのころの贈答もあり得ない。

以上のように、政長から信虎への贈答がなかったとは言いい切れないが、贈答があったという明証はなく、むしろ否定的な材料のほうが多く残されている。

2 武田家↓今川家

武田信虎から駿河守護の今川義元への贈答は、同じ守護層なのであり得そうな話である。ただし、両者はもともと対立しており、天文六年（一五三七）に信虎の娘を義元の室とすることで初めて同盟を結ぶ。ゆえに、このときに宗三左文字を贈ったとする説もあるが、⁽²⁵⁾ この段階に贈られたのなら、「政長左文字」の呼称で定着するように思われる。

信虎は、甲斐を追放されたのちに今川家へ身を寄せる。そのときに持参し、義元に贈ったとする説もあるが根拠ははっきりしない。⁽²⁶⁾ もちろん、義元への謝礼として宗三左文字を贈った可能性を完全に否定することはできないが、そもそも政長から信虎への贈答が疑わしいことから、その事実を証明できない限り、信虎から義元への贈答も事実とは認めることができない。

3 今川家↓織田家

今川義元から織田信長への所有者の変化は、「今度討捕に、義元

⁽²⁷⁾ 不斷さ、れたる秘蔵の名譽の左文字の刀めし上げられ、何ヶ度もき
らせられ、信長不斷さ、せられ候なり」という史料の裏付けがある。⁽²⁷⁾ つまり、義元が普段から用いていた左文字を、信長は何度も試し切りをしたうえで、普段から脇に指すようになったという。

ただし、【史料2】に掲げた義元左文字の金象嵌銘には、少なからぬ違和感も残る。なぜなら、永祿三年（一五六〇）段階の信長は上総介を通称としており、尾張守を用いるのは永祿九年七月が初見となるからである。⁽²⁸⁾ これに従えば、桶狭間の合戦から六年以上が経過したのちに、加工を施したこととなる。

4 織田家↓豊臣家

織田信長は、義元旧蔵の左文字を普段から用いていたので、天正一〇年（一五八二）の本能寺の変で失われたと考えるのが自然である。事実、「享保名物帳」にもそのように記されているが、なぜだかこの危難を乗り越えて、豊臣家の所有に帰したという。

この疑念を晴らすためであろうか、義元左文字を確保していた「松尾社人のところから出て、⁽²⁹⁾ 豊臣家へ上ル」という「享保名物帳」にはない逸話ものに派生する。この逸話は、【史料3】のほか、一部で採用されている。⁽³⁰⁾ しかも、このままでは本能寺を脱出した経過がお不明なため、現代になると、本能寺の変の際に信長の枕元にいた松尾社人の娘が義元左文字を持って逃げたとの説も派生している。⁽³¹⁾

いずれの説も、具体的な発生の時期や経過までは特定できないが、史料的な根拠は一切見出せない。このような説が重ねて登場するという事実は、取りも直さず、豊臣家が義元左文字を所持する事情の説明に不備があるとの意識が根強かったことを示している。

5 豊臣家↓徳川家

豊臣秀吉に仕えた本阿弥光徳が、秀吉の蔵刀を実写した「光徳刀絵図」には、義元左文字が含まれている。³²⁾ ゆえに秀吉がこれを所持していたことは間違いない。秀吉から秀頼に相続されたことも、慶長六年（一六〇一）三月に秀頼から徳川家康へ義元左文字が贈られていることから裏付けられる。³³⁾

ただし、「光徳刀絵図」のうち天正一六年（一五八八）の石田本、文禄三年（一五九四）の毛利本、文禄四年の大友本、慶長五年の中村本（三矢本）には義元左文字が含まれておらず、秀吉最晩年の所蔵状況を反映したものとみられる元和元年（一六一五）の寿斎本（岸本本）に初めて登場する点には注意を払いたい。³⁴⁾ ここから、義元左文字が秀吉の蔵刀となったのは、比較的あとになってからであったことが窺える。

以上のように整理すると、3今川家↓織田家と5豊臣家↓徳川家の伝来に史料的な裏付けがあるがゆえに、「享保名物帳」にみえる他の伝来過程までもが史実かの如くみられてきたことに気付かされ

る。しかも、2武田家↓今川家のように単に史料的根拠がないだけでなく、1三好家↓武田家や4織田家↓豊臣家の伝来でみたように、大きな矛盾も含まれていた。また、【史料2】の金象嵌銘も違和感の残るものであった。そこで次章では、右の矛盾点をまとめて解消しようとする義元左文字の伝来過程について、試案を提示する。

三 伝来過程の再検討

1 三好政長と併和道祐の関係

義元左文字の伝来過程は、三好政長から武田信虎へという、そもその出発点から疑わしかった。ただし、宗三左文字の別称が伝わる以上、政長の関与は何かしらあると思われる。また、贈答品は進物として再利用されることが多いので、³⁵⁾ 直前の所蔵者の名がわざわざ由緒として残るのは、義元左文字のように獲得の契機に特別な意味がある場合に限られるのではなからうか。よって本節では、贈答とは別の形で、政長が所持する刀剣が他者の手に渡った可能性を模索してみたい。

筆者は以前、細川晴元の内衆構造を分析した際に、各地を転戦する大身の内衆と、晴元の近くにいた側近の内衆が特定の組み合わせで構成されており、この体制によって連絡を密にしていることを明らかにした。³⁶⁾ 具体的には、対外交渉をする際に、外向きに顔の利く

大身取次と当主の側にいる側近取次が対になって、対外勢力と晴元との間の交渉を取り持っていたのである。この体制は、大身取次と側近取次がともに懇意の関係にあるからこそ潤滑に機能していた。

ここでは、大身たる木沢長政・三好長慶の系統を主たる分析対象としており、同じく大身の三好政長については十分に考察を加えていなかった。義元左文字の伝来とも関係してくるため、この点について検証しておきたい。

【史料4】⁽³⁷⁾

当所内龍翔寺領事、被^(帝)対 公方御下知并御屋形様御下知、数年
当知行処、三栖之内号縄内、御違乱之由候、不可然候、^(三好政長)宗三へ
直雖可申候、先令申候、如先々可寺納由、百姓中へも、可被申
付^(各事於在之者、急度可承候)肝要候、恐々謹言、

九月廿五日

波々伯部左衛門尉
元繼判
堺和

道祐同

小森新九郎殿

御宿所

ここでは、龍翔寺領である三栖荘のうち縄之内を小森新九郎が違乱したので、晴元側近の波々伯部元繼・堺和道祐がそれを止めるよう伝えている。これより以前に、龍翔寺は小森新九郎の代官松本氏に違乱を止めるよう伝えたところ、縄之内の支配は三好政長から命じられているので、よそから訴えられても承引できないと回答して

きた。⁽³⁸⁾そこで龍翔寺は晴元方へ対処を依頼したようで、その結果【史料4】にみえるように、「宗三へ直」^(三好政長)に報告する前に、あらかじめ波々伯部元繼と堺和道祐から小森新九郎に違乱の停止を申し入れることとなった。ここから、政長と元繼・道祐が、先述の大身と側近の対の関係にあることを窺うことができる。

【史料4】は、赤塚家政を通じて小森新九郎に届けられた。⁽³⁹⁾ところが、芳しい返事は返ってこなかったと家政が報告してきたので、龍翔寺修造住持の天啓宗歌は政長に対し、年貢の寺納を代官衆と百姓中に宛てた折紙で命じるよう一〇月一六日付の書状で依頼した。⁽⁴⁰⁾政長は折紙の発給には応じなかったようで、与力の三木長清が代わりに返状を送ってきたので、天啓は改めて波々伯部元繼と堺和道祐に対して、小森新九郎の違乱停止をしよう一〇月二六日付の書状で依頼した。⁽⁴¹⁾

刊本では、右の一連のやりとりを天文九年（一五四〇）に比定している。⁽⁴²⁾その根拠は、一〇月一六日付の天啓書状に「当春以来再興」とみえることにあると思われる。すなわち、龍翔寺再興のために敷地が用意されるのは天文八年夏のこと、かつ室町幕府から再興が認められ寺領と敷地が安堵されるのが翌年春なので、⁽⁴³⁾天文九年春を再興の始まりとみただけであろう。しかし、政長が入道後の「宗三」の名で登場することから、【史料4】を含む一連のやりとりは、天文一一年以後のものとなるはずである。

一〇月二六日付の天啓書状に「普請取乱」とみえることに着目す

るならば、再興の準備が始まった時期と、実際に工事が始まった時期には開きがあり、「当春以来再興」とは後者を意味するのではないかと思われる。龍翔寺の工事が始まったのは、「正月十一^{〔天文一一年〕}作事始」とみえるように天文一一年春なので、一連のやりとりも同年に特定してよからう。^{〔44〕}

天文一一年に晴元から離反した木沢長政が戦没したことよって、その一派も排除され、晴元内衆は再編される。それとほぼ同じ時期には、すでに大身と側近の対の関係にあったことから、政長と元継・道祐は早くから懇意の関係にあったとみられる。

そのうち政長と道祐の関係は、政長の息政勝（宗渭）の代に至っても続いた。

【史料5】^{〔45〕}

（編纂切封上書）

—

三好右衛門大夫

（墨引） 埴和道祐

政勝

床下

」

竹内紀伊守進退之儀、此間 久我殿へ内々申入処、被成御心得、可有御対面之由ニ候、従前篇、御引廻之儀候条、此上ニても弥 上等へ被成御取合候者、於我等可畏入候、為其令啓候、恐々謹言、

三月七日

政勝（花押）

ここでは政勝が、久我家配下の竹内氏の進退について、「上等」すなわち晴元等への「御取合」を道祐に対して依頼している。世代

が代わっても、三好家と道祐の取次関係は継続していたのである。

このような関係を背景として、天文一八年に政長が戦没すると、遺品の天目茶碗は道祐の所持するところとなっている。^{〔46〕}ここから、道祐が所持する刀剣のなかに、政長の遺品が含まれていた可能性も浮上してくる。

2 豊臣秀吉周辺における改竄

天正八年（一五八〇）段階の織田信長は、埴和道祐旧蔵の脇差「左文字」と三好政長旧蔵の腰物「信国」を所持している。^{〔47〕}ここで政長の遺品が道祐所持となっていたという前節でみた事実と、この二人がかつて所持していた複数の刀剣が信長のもとに集結していた事実からは、次のような可能性を指摘することができる。それは、政長から道祐へ、そして信長へと伝来したという「由緒」を持つ「宗三左文字」が存在した可能性である。ここでいう「由緒」の内容は、史実か否かは特に問わない。筆者が指摘したいのは、右の環境であれば、かかる「由緒」を銘打った刀剣は生じうるし、その「由緒」も受け入れやすいということである。

右の仮説を念頭に置いて、次に金象嵌の問題に目を移したい。今川義元旧蔵の「左文字」を信長が愛用したことは、『信長公記』にも記されるようによく知られていたから、それを所持することは後継者としての正統性を担保したに違いない。幸か不幸か、義元旧蔵

の「左文字」は本能寺の変に際して失われてしまった。そのため、豊臣秀吉もしくは周辺の人物が、信長旧蔵の「宗三左文字」に「義元左文字」の付加価値をつけるという改竄を加えたのではなからうか。

信長が尾張守の通称を用いたのは、先述のように永祿九年（一五六六）七月以降で、早くも永祿十一年八月を初見として弾正忠へと改称している。⁽⁴⁸⁾ 金象嵌に対する違和感は、上洛前の信長が尾張守の呼称を用いたというあまり周知されていない事実を知りつつも、その始期までは正確に記憶していない者が、後世になって施したとすれば氷解する。秀吉は、それに該当する人物といえよう。なお、秀吉の近くにおいて、多くの刀剣に金象嵌を施した人物として、本阿弥光徳の存在が知られる。詳細は後考に期したいが、関与した可能性のある人物としてその名をあげておく。

そして、政長から道祐に伝来したという触れ込みの刀剣に、「義元左文字」という新たな由緒が加わったならば、道祐から義元へ伝来した謂われも必要となってくる。その点で注目されるのは、天文一二年（一五四三）に上洛してきた武田信虎の号を、証如が「武田入道号無入道有」と記録していることである。⁽⁴⁹⁾ しかも、信虎の娘と義元が婚姻関係にある事実は広く知られていることから、道祐はいつしか「道有」つまり信虎に比定されるようになったのではなからうか。政長から信虎へというやや無理のある贈答関係が生じた理由は、ここに求められる。

ただし、信虎が「道有」の号を用いていたということが、ある程度知られていなければ右の推測は成り立たない。残念ながら、信虎の号を記した史料は右の一例しか伝わっておらず、世間に「道有」の名がどれだけ知れ渡っていたかはつきりしたことはいえない。しかし、先述のように信虎は、弘治四年（一五五八）から永祿一〇年の長きにわたって在京して活発に活動していた。しかも、次のような狂歌が世間に広まっていることから、在京する信虎の存在が広く知れ渡っていたことは間違いない。

【史料6】⁽⁵¹⁾

甲斐国武田信虎公の息女を、菊亭殿へ契約ありしが、いまだ聲入もなき先に、信虎公菊亭殿へおはしける時、

聲入りをまだせぬ先の男入りきくていよりはたけた入道
信虎の娘は、永祿三年に菊亭晴季の室となった。⁽⁵²⁾ このときの出来事を揶揄した狂歌である。これらの状況証拠から、「道有」の号も京都でそれなりに知れ渡っていたと考えたい。

おわりに

現在、建勲神社が所蔵する義元左文字の伝来過程について、本稿の結論のみを簡単にまとめると次のようになる。

伝来過程が史実か否かはさておき、三好政長から堺和道祐の手を経て伝わったという由緒を持つ「宗三左文字」が、織田信長の遺品

のなかに存在した。その刀剣に、豊臣秀吉周辺の人物が金象嵌を施すことで今川義元旧蔵の左文字という由緒を付け加えた。これがのちに豊臣家から徳川家へと伝わり現在に至ると考えられる。

本稿は、「享保名物帳」の由緒を鵜呑みにする現状への問題提起に主たる眼目があり、全体を通じて試論の域を出ないことは自覚している。とはいえ、少なくとも「享保名物帳」が義元左文字を武田信虎・今川義元の旧蔵とする点に、再考の余地があることは認められるのではなからうか。また、「なぜその由緒を伴って伝来してきたのか」という発問から刀剣を見つめ直すことで、その刀剣周辺で起こった出来事を復元しうる可能性も示せたと思う。本稿をたたき台として、義元左文字の美術工芸的な再検討がなされるとともに、刀剣の由緒が研究の俎上にのぼることを期待する。

注

- (1) 酒井元樹「刀剣鑑賞の歴史」(『刀剣鑑賞の歴史』東京国立博物館、二〇一七年)。
 (2) 刀剣書の研究史については、吉原弘道「銘尽(龍造寺本)」から見える中世刀剣書の成立とその受容」(『古文書研究』第八四号、二〇一七年)。文献史学の立場から刀剣書を分析したものととして、藤田達生「刀剣書の成立」(『三重大学教育学部研究紀要』第五一卷人文・社会科学、二〇〇〇年)や吉原弘道「重要文化財『銘尽(観智院本)』の復元とその性格」(『九州産業大学基礎教育センター研究紀要』第一号、二〇一二年)などもある。
 (3) 酒井元樹「名物『岡山藤四郎』について」(『MUSEUM』No.六四三、二〇一三年)。同「続・名物『岡山藤四郎』について」(『M

USEUM』No.六七二、二〇一七年)。

- (4) 末兼俊彦「名物『島津正宗』について」(『京都国立博物館学叢』第三七号、二〇一五年)。

- (5) 川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀剣調査」(『黒川古文化研究所紀要』第一五号、二〇一六年)。深井雅海「刀剣と格付け」(吉川弘文館、二〇一八年)。

- (6) 拙稿「城郭由緒の形成と山論」(拙著『由緒・偽文書と地域社会』勉誠出版、二〇一九年、初出二〇〇四年)。近年の由緒研究については、山本英二「日本中近世における由緒論の総括と展望」(歴史学研究会編『由緒の比較史』青木書店、二〇一〇年)を参照されたい。

- (7) 例えば、織田信長が手を加える前の今川義元が所持していた段階の義元左文字を復元するプロジェクトが、二〇一九年五月の完成を目指して進められている(『静岡新聞』二〇一八年二月九日付朝刊・産経ニュース二〇一八年九月四日付 [https://www.sankei.com/life/news/180904/lif1809040023-1.html] 二〇一八年一〇月二〇日閲覧)。

- (8) 辻本直男補注「図説刀剣名物帳」(雄山閣出版、一九七〇年)四二八頁。羽卓隠史「詳註刀剣名物帳」(金港堂書籍、一九一三年)二七七頁〜二七九頁とも照合した。

- (9) 前者の事例は、前掲註(8)羽卓著書や福永醉剣『日本刀大百科事典』第三卷(雄山閣出版、一九九三年)一四五頁など。後者の事例は、渡邊妙子『名刀と日本人』(東京堂出版、二〇一二年)一九五頁や前掲註(5)深井著書二六頁など。

- (10) 『言継卿記』天文一四年一〇月四日条。「享祿天文之記」天文一六年四月条(内閣文庫蔵)。

- (11) 『名物刀剣』(公益財団法人佐野美術館・公益財団法人徳川黎明会徳川美術館・富山県水墨美術館・財団法人根津美術館、二〇一一年)七八頁や『京のかたな』(京都国立博物館、二〇一八年)二一六頁などの展示図録に写真が掲載される。

- (12) 『徳川実紀』第一篇三五八頁。前掲註(8) 羽臯著書。
- (13) 前掲註(11)の展示図録や渡邊妙子『名刀と日本人』(東京堂出版、二〇一二年)など。
- (14) http://kunishiei.bunka.go.jp/bssys/maindetails.asp?register_id=201&item_id=6248 (二〇一八年一〇月二〇日閲覧)。
- (15) 拙稿「細川晴元の取次と内衆の対立構造」(拙著『戦国期細川権力の研究』吉川弘文館、二〇一八年、初出二〇一六年)。
- (16) 「細川両家記」享祿五年条(「群書類従」第二〇輯)。政長の関連文書は、山下真理子「天文期山城国をめぐる三好宗三の動向」(『地方史研究』三八六号、二〇一七年)に一覧が掲載される。なお、福永酔剣『日本刀大百科事典』第五卷(雄山閣出版、一九九三年)二八五頁では、大永七年(一五二七)に政長が信虎に贈ったとの説を開陳するが考えがたい。初期の政長の動向については、拙稿「丹波片山家文書と守護代内藤国貞」(『大阪大谷大学歴史文化研究』第一九号、二〇一九年)も参照されたい。
- (17) 天野忠幸『三好長慶』(ミネルヴァ書房、二〇一四年)四四頁。
- (18) 『天文日記』天文二二年六月二七日条。
- (19) 「音信御日記」天文二二年六月二七日条(北西弘『一向一揆の研究』春秋社、一九八一年)。
- (20) 『天文日記』天文二二年七月三日条。「音信御日記」同日条。
- (21) 『多聞院日記』天文二二年八月九日条。
- (22) 「享祿天文之記」天文二二年八月六日条。
- (23) 『天文日記』天文九年二月二七日条・三月二七日条・九月二日条・天文一〇年二月一日条。「証如書札案」天文九年五五号(『大系真宗史料』文書記録編四)。
- (24) 丸島和洋「甲斐国追放後の武田信虎」(柴辻俊六編『武田信虎のすべて』新人物往来社、二〇〇七年)。
- (25) 前掲註(8) 羽臯著書や前掲註(16) 福永著書、および福永酔剣『日本刀物語 続』(雄山閣、一九六九年)九四頁など。
- (26) 前掲註(13) 渡邊著書一九五頁。同じく根拠ははっきりしないが、渡邊氏はのちに、原蔵者を三好政長ではなく三好長慶としている(渡邊妙子・住麻紀『日本刀の教科書』東京堂出版、二〇一四年、二二六頁)。
- (27) 『信長公記』首巻。
- (28) 『多聞院日記』永祿九年八月二四日条。
- (29) 「徳川家御腰物帳」(飯田意天「織田信長・豊臣秀吉の刀剣と甲冑」宮帯出版社、二〇一三年、二四頁)。「徳川家名物刀目録」なる史料にも同様の記述があるというが(前掲註(25) 福永著書九六頁)、いずれも原典にはあたることできなかった。
- (30) 山本博文・堀新・曾根勇二編『織田信長の古文書』(柏書房、二〇一六年)参考一号解説など。
- (31) 前掲註(25) 福永著書九六頁や、かみゆ歴史編集部『物語で読む刀剣一五〇』(イースト・プレス、二〇一五年)一一一頁など。
- (32) 本間順治編『光徳刀絵図集成』(便利堂、一九四三年)。
- (33) 「豊臣家御腰物帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。前掲註(11) 『名物刀剣』一六〇頁に写真が掲載される。
- (34) 石田本については、三嶋青山「光徳刀絵図」石田本について(『刀剣と歴史』第四八三号、一九七五年)および飯田意天「新資料「光徳刀絵図」石田三成本をめぐって」(前掲註(29) 飯田著書)。それ以外は、前掲註(32) 本間編書。
- (35) 桜井英治『贈与の歴史学』(中央公論新社、二〇一一年)一二二頁〜一二五頁。
- (36) 前掲註(15) 拙稿。
- (37) 『大徳寺文書』一三四八号。以下の一件は、前掲註(16) 山下論文も取り上げているが、この交渉における赤塚家政の立場などで筆者とは解釈を異にする。
- (38) 『大徳寺文書』一三三〇号。
- (39) 『大徳寺文書』一二四九号。
- (40) 『大徳寺文書』一二五〇号。なお、天啓と龍翔寺の再興については、竹貫元勝「龍翔寺の山内移建再興」(同『紫野大徳寺の歴史と

文化』淡交社、二〇一〇年）が詳しい。

- (41) 『大徳寺文書』三二九四号。三木長清の立場については、拙稿「摂津守護代薬師寺氏の寄子編成」（『前掲註（15）』拙著、初出二〇一七年）。

(42) 前掲註（15）拙稿の表28では、この年次比定に従ったが訂正する。

(43) 『大徳寺文書』二二九四―一五号。

- (44) 『大徳寺文書』五九八号。同上九三九号によると、天文二年九月に作事費用を借用しており、工事が正月から継続していることも確認できる。なお、天野忠幸氏は、前掲註（40）史料を天文二年に比定している（『戦国遺文 三好氏編』一八〇号）。天文二年に三栖荘の龍翔寺領に対し、「人夫事（新出）小森申懸」^{（41）}けているのがその根拠と思われるが（『大徳寺文書』二二九四―一五号・『戦国遺文 三好氏編』一七六号）、天文二年段階には人夫賦課の問題がまだ浮上していないため、別件とみたほうがよい。天野氏の年次比定に追随する前掲註（16）山下論文は、前後する前掲註（37）（38）（41）史料までも天文二二年のものとしているが、訂正を要する。

(45) 松雲寺文書三二号（『兵庫県史』史料編中世三）。

(46) 『宗達他会記』天文二〇年八月六日条（『天王寺屋会記』六）。

(47) 『宗及他会記』天正八年二月二日条（同右）。

(48) 成菩提院文書・多賀神社文書（奥野高広『増訂織田信長文書の研究』九六号・九七号）。

(49) 『天文日記』天文二二年七月三日条。

(50) 「勝山記」天文六年二月一〇日条（『山梨県史』資料編六中世三上）。

(51) 『醒睡笑』上卷（角川書店、一九六四年）巻之一、落書一九号。

(52) 『言継卿記』永祿三年正月九日条。

〔付記〕本稿は、二〇一八年八月二六日に実施された大阪大谷大学オープンキャンパスにおける模擬授業「義元左文字」は信長の愛刀か？」の内容に、若干の補足を加えて文章化したものである。